

## 処分一覧(不利益処分・条例)

| 処分ID    | 処分名            | 部       | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                      | 根拠条項    | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|----------------|---------|---------|-------|---------------------------|---------|------|----------------------------|--------|
| 3101001 | 使用許可の取消し等      | 危機管理部   | 防災危機管理課 |       | 鈴鹿市河川防災センター条例             | 第5条第1項  | 有    |                            |        |
| 3102001 | 放置自転車等の移動命令    | 危機管理部   | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例 | 第10条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3102002 | 費用の徴収          | 危機管理部   | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例 | 第16条第1項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3102003 | 利用料金の納入        | 危機管理部   | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車駐車場管理条例             | 第7条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3102004 | 利用許可の取消し       | 危機管理部   | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車駐車場管理条例             | 第10条    | 有    |                            |        |
| 3113001 | 手数料の徴収         | 政策経営部   | 財政課     |       | 鈴鹿市手数料条例                  | 第2条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3113002 | 分担金の徴収         | 政策経営部   | 財政課     |       | 鈴鹿市分担金徴収条例                | 第2条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3113003 | 過料             | 政策経営部   | 財政課     |       | 分担金等の過料に関する条例             | 第2条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3113004 | 督促手数料の徴収       | 政策経営部   | 財政課     |       | 税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例   | 第3条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3113005 | 延滞金の徴収         | 政策経営部   | 財政課     |       | 税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例   | 第4条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3123001 | 行政財産の目的外使用料の徴収 | 総務部     | 管財課     |       | 鈴鹿市市有財産条例                 | 第7条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3123002 | 延滞金の徴収等        | 総務部     | 管財課     |       | 鈴鹿市市有財産条例                 | 第11条    | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3131001 | 使用許可の取消し等      | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 鈴鹿市コミュニティセンター条例           | 第3条の2   | 有    |                            |        |
| 3131002 | 使用料の徴収         | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 鈴鹿市立公民館条例                 | 第8条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3131003 | 使用許可の取消し等      | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 鈴鹿市立公民館条例                 | 第9条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3131004 | 使用料の徴収         | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 鈴鹿市ふれあいセンター条例             | 第8条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3131005 | 使用許可の取消し等      | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 鈴鹿市ふれあいセンター条例             | 第10条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3132001 | 隣保館使用料の徴収      | 地域振興部   | 人権政策課   |       | 鈴鹿市隣保館条例                  | 第6条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3132002 | 隣保館使用許可の取消し等   | 地域振興部   | 人権政策課   |       | 鈴鹿市隣保館条例                  | 第7条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3133001 | 使用料の徴収         | 地域振興部   | 男女共同参画課 |       | 鈴鹿市男女共同参画センター条例           | 第6条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3133002 | 使用許可の取消し等      | 地域振興部   | 男女共同参画課 |       | 鈴鹿市男女共同参画センター条例           | 第9条第1項  | 有    |                            |        |
| 3133003 | 団体の登録の取消し      | 地域振興部   | 男女共同参画課 |       | 鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則       | 第6条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3141001 | 使用料の徴収         | 文化スポーツ部 | 文化振興課   |       | 鈴鹿市民会館条例                  | 第7条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3141002 | 使用許可の取消し等      | 文化スポーツ部 | 文化振興課   |       | 鈴鹿市民会館条例                  | 第11条第1項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3141003 | 使用料の徴収         | 文化スポーツ部 | 文化振興課   |       | 鈴鹿市文化会館条例                 | 第8条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |

処分一覧(不利益処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                           | 部       | 課      | 複数課内訳 | 根拠規定                                | 根拠条項                            | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|-------------------------------|---------|--------|-------|-------------------------------------|---------------------------------|------|----------------------------|--------|
| 3141004 | 使用許可の取消し等                     | 文化スポーツ部 | 文化振興課  |       | 鈴鹿市文化会館条例                           | 第11条                            | 有    |                            |        |
| 3142001 | 使用料の徴収                        | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 佐佐木信綱記念館条例                          | 第9条第1項                          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3142002 | 使用許可の取消し等                     | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 佐佐木信綱記念館条例                          | 第11条第1項                         | 有    |                            |        |
| 3142003 | 資料の特別利用許可の取消し等                | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 佐佐木信綱記念館条例                          | 第11条                            | 有    |                            |        |
| 3142004 | 市指定文化財の一定の行為の制限               | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 鈴鹿市文化財保護条例                          | 第6条                             | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |        |
| 3142005 | 許可の取消し等                       | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 鈴鹿市資料館条例                            | 第10条第1項                         | 有    |                            |        |
| 3142006 | 資料の返還命令                       | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 鈴鹿市資料館条例施行規則                        | 第4条                             | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3142007 | 許可の取消し等                       | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第7条第2項                          | 有    |                            |        |
| 3142008 | 観覧料の徴収                        | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第8条第1項                          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3142009 | 使用料の徴収                        | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第8条第2項                          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3142010 | 県指定史跡名勝天然記念物で、一定のものの停止及び許可取消し | 文化スポーツ部 | 文化財課   |       | 三重県の事務処理の特例に関する条例<br>三重県文化財保護条例施行規則 | 第2条第2項、別表第2の35の項<br>第39条第2項別表第2 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3143001 | 使用許可の取消し等                     | 文化スポーツ部 | スポーツ課  |       | 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例                | 第9条                             | 有    |                            |        |
| 3144001 | 図書館施設の使用の許可の取消し               | 文化スポーツ部 | 図書館    |       | 鈴鹿市立図書館条例                           | 第9条                             | 有    |                            |        |
| 3151001 | 使用料の徴収                        | 環境部     | 環境政策課  |       | 鈴鹿市斎苑条例                             | 第4条                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3151002 | 騒音又は振動に係る改善命令等                | 環境部     | 環境政策課  |       | 三重県生活環境の保全に関する条例                    | 第34条第2項                         | 有    |                            |        |
| 3151003 | 建設作業に係る改善命令                   | 環境部     | 環境政策課  |       | 三重県生活環境の保全に関する条例                    | 第49条第2項                         | 有    |                            |        |
| 3151004 | 違反行為者に対する改善命令                 | 環境部     | 環境政策課  |       | 三重県生活環境の保全に関する条例                    | 第55条第2項                         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3151005 | 改善命令                          | 環境部     | 環境政策課  |       | 三重県小規模水道条例                          | 第14条                            | 有    |                            |        |
| 3151006 | 給水の停止命令                       | 環境部     | 環境政策課  |       | 三重県小規模水道条例                          | 第15条                            | 有    |                            |        |
| 3152001 | 資源物の収集又は運搬の禁止命令               | 環境部     | 廃棄物対策課 |       | 鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例                 | 第10条の2                          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3152002 | 申請手数料の徴収                      | 環境部     | 廃棄物対策課 |       | 鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例                 | 第20条第1項                         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3154001 | 使用料の徴収                        | 環境部     | 環境施設課  |       | 鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例             | 第5条第1項                          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3154002 | 使用許可の取消し等                     | 環境部     | 環境施設課  |       | 鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例             | 第7条                             | 有    |                            |        |
| 3161001 | 施設使用許可の取消                     | 子ども政策部  | 子ども政策課 |       | 鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例              | 第8条第1項                          | 有    |                            |        |
| 3162002 | 保育料の徴収                        | 子ども政策部  | 子ども育成課 |       | 鈴鹿市立保育所設置条例                         | 第4条                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |

## 処分一覧(不利益処分・条例)

| 処分ID    | 処分名               | 部      | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                                   | 根拠条項           | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|-------------------|--------|---------|-------|--|----------------|------|----------------------------|--------|
| 3162003 | 一時預かり事業の利用決定の取消し  | 子ども政策部 | 子ども育成課  |       | 鈴鹿市立保育所設置条例                            | 第5条            | 有    |                            |        |
| 3162004 | 一時預かり事業の利用料の徴収    | 子ども政策部 | 子ども育成課  |       | 鈴鹿市立保育所設置条例                            | 第5条第2項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3162005 | 病後児保育事業の利用決定の取消し  | 子ども政策部 | 子ども育成課  |       | 鈴鹿市立保育所設置条例                            | 第6条            | 有    |                            |        |
| 3162006 | 病後児保育事業の利用料の徴収    | 子ども政策部 | 子ども育成課  |       | 鈴鹿市立保育所設置条例                            | 第6条第2項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3171001 | 不正利得の返還命令         | 健康福祉部  | 健康福祉政策課 |       | 鈴鹿市災害見舞金条例                             | 第7条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3171002 | 補助金の支出の取り消し及び返還命令 | 健康福祉部  | 健康福祉政策課 |       | 鈴鹿市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例               | 第5条第2項         | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |        |
| 3174001 | 登録の取消し            | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則           | 第10条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3174002 | 利用者負担額の徴収         | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市地域生活支援事業実施規則                        | 第3条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3174003 | 費用の徴収             | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に関する規則 | 第4条第1項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3174004 | 利用許可の取消し等         | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例              | 第12条           | 有    |                            |        |
| 3174005 | 利用許可の取消し等         | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市療育センター条例                            | 第12条           | 有    |                            |        |
| 3175001 | 過料                | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例                            | 第48条、第49条、第50条 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3176001 | 不正利得の返還命令         | 健康福祉部  | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例                     | 第12条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3176002 | 督促手数料及び延滞金の徴収     | 健康福祉部  | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例                       | 第5条、第6条第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3176003 | 過料                | 健康福祉部  | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例                       | 第8条、第9条        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3176004 | 損害賠償との調整による返還命令   | 健康福祉部  | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例                     | 第11条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3177001 | 使用許可の取消し等         | 子ども政策部 | 子ども保健課  |       | 鈴鹿市保健センター条例                            | 第7条            | 有    |                            |        |
| 3181001 | 利用許可の取消し等         | 産業振興部  | 産業政策課   |       | 鈴鹿市共同作業場条例                             | 第4条            | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3181002 | 使用料の徴収            | 産業振興部  | 産業政策課   |       | 鈴鹿市共同作業場条例                             | 第5条第1項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3181003 | 立地環境整備の決定の変更又は停止等 | 産業振興部  | 産業政策課   |       | 鈴鹿市工業振興条例                              | 第12条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3181004 | 使用料の徴収            | 産業振興部  | 産業政策課   |       | 鈴鹿市労働福祉会館条例                            | 第6条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3181005 | 使用許可の取消し等         | 産業振興部  | 産業政策課   |       | 鈴鹿市労働福祉会館条例                            | 第10条           | 有    |                            |        |
| 3182001 | 使用料の徴収            | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市伝統産業会館条例                            | 第6条第1項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3182002 | 使用許可等の取消し等        | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市伝統産業会館条例                            | 第8条            | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 3182003 | 使用料の徴収            | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市観光自動車駐車場条例                          | 第3条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |



処分一覧(不利益処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                        | 部     | 課      | 複数課内訳 | 根拠規定                       | 根拠条項                    | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|----------------------------|-------|--------|-------|----------------------------|-------------------------|------|----------------------------|--------|
| 3183001 | 使用許可の取消し等                  | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 | 第7条第1項                  | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3183002 | 使用料の徴収                     | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 | 第9条                     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3183003 | 船舟又はいかだに対する移動命令            | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市漁港管理条例                  | 第5条                     | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3183004 | 放置物件の除去命令                  | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市漁港管理条例                  | 第8条                     | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3183005 | 占用料の徴収                     | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市漁港管理条例                  | 第15条第1項                 | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3183006 | 許可の取消し等                    | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市漁港管理条例                  | 第16条                    | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3183007 | 公益上の必要による許可の取消し等           | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市漁港管理条例                  | 第17条第1項                 | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3183008 | 過料                         | 産業振興部 | 農林水産課  |       | 鈴鹿市漁港管理条例                  | 第18条、第19条               | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3191001 | 占用料の徴収(準用河川)               | 土木部   | 土木総務課  |       | 鈴鹿市河川占用料徴収条例               | 第2条                     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3191002 | 許可の取消し等(法定外公共物占用等)         | 土木部   | 土木総務課  |       | 鈴鹿市法定外公共物管理条例              | 第8条                     | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3191003 | 占用料の徴収等(法定外公共物占用等)         | 土木部   | 土木総務課  |       | 鈴鹿市法定外公共物管理条例              | 第9条第1項                  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3201001 | 屋外広告物設置許可の取消               | 都市整備部 | 都市計画課  |       | 三重県屋外広告物条例                 | 第17条                    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3201002 | 違反広告物に対する措置命令              | 都市整備部 | 都市計画課  |       | 三重県屋外広告物条例                 | 第19条第1項                 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3201003 | 代執行及び代執行費用の徴収              | 都市整備部 | 都市計画課  |       | 屋外広告物法, 三重県屋外広告物条例         | 法第7条第3項, 条例第19条第3項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3201004 | 監督処分                       | 都市整備部 | 都市計画課  |       | 三重県宅地開発事業の基準に関する条例         | 第13条第1項・第2項・第3項・第6項・第7項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3202001 | 使用料の徴収                     | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 鈴鹿市都市公園条例                  | 第11条                    | 有    |                            |        |
| 3202002 | 許可の取消し等                    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 鈴鹿市都市公園条例                  | 第13条                    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3202003 | 公園予定区域等における使用料の徴収(第11条準用)  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 鈴鹿市都市公園条例                  | 第16条                    | 無    | 将来的に処分が見込めないため,設定の実益がない    |        |
| 3202004 | 公園予定区域等における許可の取消し等(第13条準用) | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 鈴鹿市都市公園条例                  | 第16条                    | 無    | 将来的に処分が見込めないため,設定の実益がない    |        |
| 3202005 | 過料                         | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 鈴鹿市都市公園条例                  | 第18条、第19条、第20条          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため,設定が不要 |        |
| 3204001 | 入居決定の取消し                   | 都市整備部 | 住宅政策課  |       | 鈴鹿市小集落改良住宅管理条例             | 第7条                     | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3204002 | 過料                         | 都市整備部 | 住宅政策課  |       | 鈴鹿市小集落改良住宅管理条例             | 第22条                    | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3204003 | 入居決定の取消し                   | 都市整備部 | 住宅政策課  |       | 鈴鹿市市営住宅条例                  | 第10条第5項                 | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3204004 | 社会福祉法人等への使用許可の取消し          | 都市整備部 | 住宅政策課  |       | 鈴鹿市市営住宅条例                  | 第49条                    | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |
| 3204005 | 過料                         | 都市整備部 | 住宅政策課  |       | 鈴鹿市市営住宅条例                  | 第60条                    | 無    | 処分の先例がない,又は稀であるため,設定が困難    |        |

処分一覧(不利益処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                              | 部     | 課     | 複数課内訳                 | 根拠規定                      | 根拠条項           | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|----------------------------------|-------|-------|-----------------------|---------------------------|----------------|------|----------------------------|--------|
| 3303001 | 農業集落排水設備の新設等に関する改善命令             | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市農業集落排水処理施設条例           | 第8条            | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |        |
| 3303002 | 農業集落排水使用料の徴収                     | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市農業集落排水処理施設条例           | 第12条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303003 | 農業集落排水分担金等の徴収                    | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市分担金徴収条例                | 第2条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303004 | 過料（農業集落排水）                       | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市農業集落排水処理施設条例           | 第17条           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |        |
| 3303005 | 排水設備指定工事店の取消し等又は一時停止             | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第7条の8第1項       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303007 | 下水道使用料の徴収                        | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第17条第1項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303008 | 改善命令                             | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第20条           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |        |
| 3303009 | 手数料の徴収（排水設備指定工事店）                | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第26条第1項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303010 | 過料（公共下水道）                        | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第30条、第31条、第32条 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |        |
| 3303011 | 下水道使用料の追徴                        | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第17条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303012 | 下水道受益者負担金延滞金の徴収                  | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例     | 第12条第1項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303013 | 下水道区域外流入分担金の徴収                   | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 | 第5条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303014 | 下水道区域外流入分担金延滞金の徴収                | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 | 第7条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3303015 | 過料（水道事業）                         | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市水道事業給水条例               | 第36条、第37条      | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |        |
| 3303018 | 分担金の徴収                           | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市水道事業給水条例               | 第11条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 3303019 | 手数料の徴収                           | 上下水道局 | 営業課   |                       | 鈴鹿市水道事業給水条例               | 第29条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3306001 | 対象事業者への計画変更命令                    | 上下水道局 | 水道施設課 |                       | 鈴鹿市水道水源流域保全条例             | 第8条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3306002 | 対象事業者への改善命令等                     | 上下水道局 | 水道施設課 |                       | 鈴鹿市水道水源流域保全条例             | 第14条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3306003 | 対象事業場の事故時の応急措置命令                 | 上下水道局 | 水道施設課 |                       | 鈴鹿市水道水源流域保全条例             | 第16条第2項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3306004 | 地下浸透の改善命令等                       | 上下水道局 | 水道施設課 |                       | 鈴鹿市水道水源流域保全条例             | 第23条第2項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3306005 | 揚水設備の許可の取消し等                     | 上下水道局 | 水道施設課 |                       | 鈴鹿市水道水源流域保全条例             | 第35条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3501001 | 使用許可の取消し等                        | 消防部局  | 消防総務課 |                       | 鈴鹿市コミュニティ消防センター条例         | 第5条            | 有    |                            |        |
| 3999001 | 一般廃棄物処理手数料の徴収                    | 環境部   | 複数課   | 廃棄物対策課、環境施設課、クリーンセンター | 鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例       | 第14条           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3999002 | 産業廃棄物処理手数料の徴収                    | 環境部   | 複数課   | 廃棄物対策課、環境施設課          | 鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例       | 第22条第2項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 3999003 | 占用料の徴収(鈴鹿市道路占用料徴収条例第2条、別表、第4条準用) | 複数部局  | 複数課   | 河川雨水対策課、経営企画課         | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第23条第2項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |

処分一覧(不利益処分・条例)

| 処分ID    | 処分名            | 部     | 課   | 複数課内訳                | 根拠規定               | 根拠条項       | 基準設定 | 基準未設定理由                     | 標準処理期間 |
|---------|----------------|-------|-----|----------------------|--------------------|------------|------|-----------------------------|--------|
| 3999004 | 占用の許可の取消し等     | 複数部局  | 複数課 | 河川雨水対策課, 経営企画課       | 鈴鹿市公共下水道条例         | 第24条       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため, 設定が不要 |        |
| 3999005 | 使用許可の取消し       | 複数部局  | 複数課 | 教育総務課, 子ども政策課        | 鈴鹿市立学校施設使用条例       | 第8条        | 有    |                             |        |
| 3999006 | 行政財産の目的外使用料の徴収 | 上下水道局 | 複数課 | 経営企画課, 下水道工務課, 水道施設課 | 鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程 |            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため, 設定が不要 |        |
| 3999007 | 延滞金の徴収等        | 上下水道局 | 複数課 | 経営企画課, 下水道工務課, 水道施設課 | 鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程 |            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため, 設定が不要 |        |
| 3999008 | 行政財産の使用許可の取消し  | 上下水道局 | 複数課 | 経営企画課, 下水道工務課, 水道施設課 | 地方自治法              | 第238条の4第9項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため, 設定が不要 |        |